

平成27年度の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料が決定いたしました

介護保険料は、高齢化が進むなか、介護サービスの充実や施設等の整備、介護予防を進めるために必要な保険料となっております。介護保険料は3年ごとに見直され、平成27年度の介護保険料が変わりました。町民の皆さまには、ご理解とご協力をお願いします。

今年度の保険料は平成26年の住民税課税状況が決定後、7月中旬にお知らせする予定です。4月から6月分の介護保険料月額は4月中旬に届いている、諏訪広域連合の通知をご確認ください。

条 件		保険料年額 平成27年度	保険料段階 (保険料率)	平成26年度の 段階と保険料年額	
住民税の課税状況 (本人・世帯)	本人の前年の合計所得金額*1 など				
高齢福祉年金受給者または生活保護受給者		25,680円	第1段階 (基準額×0.40)	第1段階=14,250円 (基準額×0.25) 第2段階=28,500円 (基準額×0.50)	
非課税世帯	前年の 合計所得金額 と課税 年金収入 額の 合計	80万円以下	第2段階 (基準額×0.65) 第3段階 (基準額×0.70)	第3段階=41,610円 (基準額×0.73)	
	80万円を超えて 120万円以下	41,730円			
	120万円を超えている	44,940円			
本人は非課税 世帯は課税	前年の 合計所得金額	80万円以下	第4段階 (基準額×0.90)	第4段階=51,300円 (基準額×0.90)	
		80万円を超えている	64,200円	第5段階 (基準額)	第5段階=57,000円 (基準額)
課税世帯	前年の 合計所得金額	80万円未満	第6段階 (基準額×1.05)	第6段階=59,850円 (基準額×1.05)	
		80万円以上 125万円未満	70,620円	第7段階*2=62,700円 (基準額×1.10)	
		125万円以上 200万円未満	86,670円	第8段階 (基準額×1.35)	第8段階=76,950円 (基準額×1.35)
		200万円以上 300万円未満	102,720円	第9段階 (基準額×1.60)	第9段階=91,200円 (基準額×1.60)
		300万円以上 400万円未満	109,140円	第10段階 (基準額×1.70)	第10段階=96,900円 (基準額×1.70)
		400万円以上 600万円未満	121,980円	第11段階 (基準額×1.90)	第11段階=108,300円 (基準額×1.90)
		600万円以上 1,000万円未満	131,610円	第12段階 (基準額×2.05)	第12段階=116,850円 (基準額×2.05)
		1,000万円以上 1,500万円未満	141,240円	第13段階 (基準額×2.20)	第13段階=125,400円 (基準額×2.20)
1,500万円以上	150,870円	第14段階 (基準額×2.35)			

*1 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

*2 平成26年度の第7段階 合計所得金額50万円以上125万円未満の方。

住宅減災・リフォーム・エコエネルギー導入補助事業 申請受付中です!

平成27年度の「住宅減災・リフォーム・エコエネルギー導入補助事業」の申請が、4月1日(水)から受付が始まっておりますのでご利用ください。

住宅リフォーム工事・減災工事 施工業者は町内業者に限ります。

- <補助対象者> 町内に住民登録し居住している方又は居住しようとする方で、町税の滞納の無い方。
- <補助対象住宅> 補助対象者が町内に所有し、居住している又は居住しようとする個人住宅、併用住宅及び集合住宅の個人住宅部分。(家屋部分)
- <補助対象工事> 住宅改修審査会で認められた工事で、その工事に要する経費が10万円以上で、年度内に完了するもの。
- <減災工事> 壁の補強工事、柱・梁補強工事、基礎補強工事、屋根の軽量化に伴う工事等。
- <補助金額> ①、②それぞれ10万円の限度額まで、平成25年度～平成27年度の期間内なら受けられます。
 - ①リフォーム工事 補助対象工事に要する経費の100分の5に相当する金額で、10万円を限度とします。(千円未満切捨)
 - ②減災工事 補助対象工事に要する経費の100分の20に相当する金額で、10万円を限度とします。(千円未満切捨)
- <申請の受付期間> 平成27年4月1日(水)～平成28年1月29日(金)
※平成27年4月1日以降の工事で、施工前に申請、また平成27年度内に完了届が提出できることが条件です。

太陽光発電システムの設置 【1キロワットあたりのシステム価格が税抜で55万円以下のもの】

- <補助対象者> 町内に住民登録し居住している方又は居住しようとする方で個人住宅に設置しようとし、町税の滞納の無い方。
- <補助対象> 太陽電池モジュールの最大出力の合計が10キロワット未満であるもの。未使用品であること。電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結できるもの。施工が年度内に完了するもの。施工業者は町内業者に限りません。
- <補助金額> 1キロワットあたり3万円で限度額10万円(千円未満切捨・1回のみ)
- <申請の受付期間> 平成27年4月1日(水)～平成28年2月29日(月)
※平成27年4月1日以降の工事で、施工前に申請、また平成27年度内に完了届が提出できることが条件です。

高効率給湯器の設置 【エコキュート・エコジョーズ・エコフィール・エコウィル・エネファームなど】

ペレットストーブ等の設置 【ペレットストーブ・ペレットと薪の併用ストーブ・ペレットボイラー】

- <補助対象者> 町内に住民登録し居住している方又は居住しようとする方で個人住宅に設置しようとし、町税の滞納の無い方。
- <補助対象> 家庭用で使用するもので、補助の要件を満たす設備(機材費、据付工事費)。未使用品であること。施工業者は町内業者に限りません。
- <補助金額> 1台につき2万円(1回のみ)
- <申請の受付期間> 平成27年4月1日(水)～平成28年3月18日(金)
※平成27年4月1日以降の設置で、設置後支払いが完了した日から1か月以内又は当該年度の3月18日のいずれか早い日までに申請してください。

住宅用LED照明器具設置 購入先・施工業者は町内業者に限ります。

- <補助対象者> 町内に住民登録し居住している方。
- <補助対象経費総額> 経費が1万円以上(税込)
- <補助金額> 一律3千円(1回のみ)
- <申請の受付期間> 平成27年4月1日(水)～平成28年3月18日(金)
※平成27年4月1日以降に購入・施工したものが対象となります。



■問い合わせ 下諏訪町 産業振興課 商工観光係 電話27-1111(内線273)

平成27年度児童福祉週間標語

世界には 君の輝く 場所がある

子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、たくましく育っていきけるような環境・社会をつくっていくことが重要です。

子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。